

# 第 1 章 研究概要

---

## 1 いじめ問題に関する研究の背景

---

### ○はじめに

昭和 50 年代にいじめが社会問題として取り上げられてから、およそ 10 年ごとにいじめ問題は大きな社会問題になっている。いずれも執拗ないじめを受け、いじめられた児童・生徒がいじめを苦に自ら命を絶ったことが取り上げられるきっかけとなっている。教育行政や学校関係者等は、その都度、学校と連携しながら、いじめ問題に関する教職員向けの研修会を実施したり、啓発資料等を作成・配布したりするなど、いじめが原因で子供が自らの命を絶つことが二度とないよう様々な対応をしてきた。

### ○これまでの東京都教育委員会の研究

東京都教育委員会としても、いじめの構造を探り、いじめが起こる原因や背景を明らかにして、いじめ解決の具体的な方策を追究することなどを中心に研究を進めてきた。東京都教職員研修センター前身の東京都立教育研究所においては、昭和 59 年度から昭和 61 年度にかけて、「いじめ—いじめられの心理と構造に関する基礎的研究」、平成 7 年度から平成 9 年度にかけて、「いじめ解決の方策を求めて」、「いじめの心理と構造を踏まえた解決の方策」などの研究を行ってきた。

東京都教職員研修センターとなってからは、平成 18 年度に、研修資料「今、あなたにできること—いじめ問題の解決を図るための研修資料—」を作成し、教員の研修に活用するなど、いじめ解決に向けた学校の指導体制の在り方やいじめ根絶への教育内容・方法についての開発に重点を置いてきたところである。

### ○近年のいじめの状況

しかし、東京都をはじめ、各自治体では、いじめ問題の研究等に取り組み、いじめを苦に自らの命を絶つということがないよう対策をしてきたにも関わらず、児童・生徒が、いじめが原因で自ら命を絶つという深刻な事態が発生している。平成 23 年 10 月に発生した大津市のいじめ自殺に関する事案が大きな社会問題となり、東京都でも平成 24 年 9 月に同様の深刻な事態が発生した。

### ○平成 24 年度の東京都教育委員会の取組

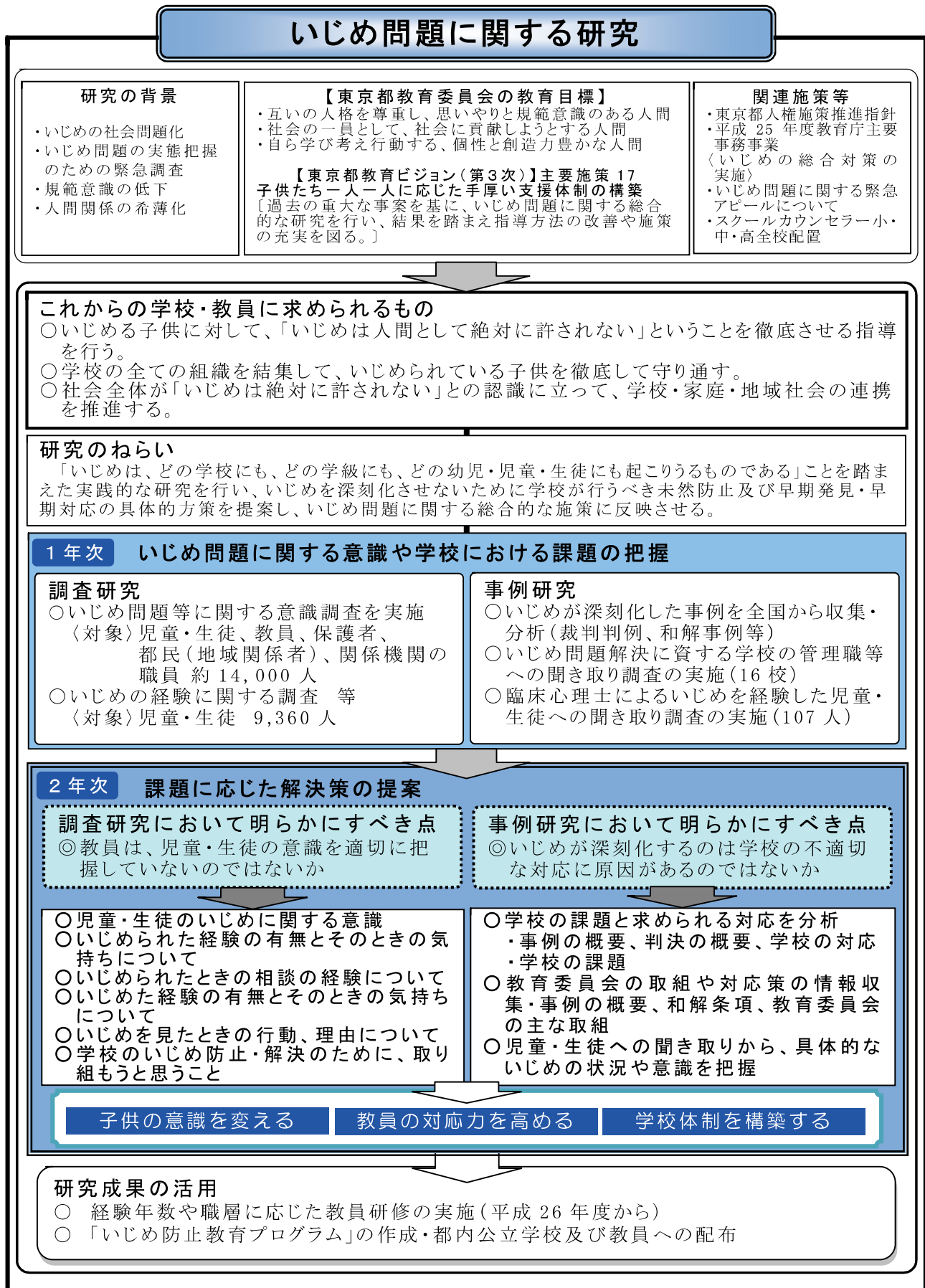
東京都教育委員会は、いじめ問題に関する実態を緊急に把握し、速やかに対応する必要があることから、平成 24 年 7 月に都内公立学校 2,184 校を対象として「いじめ問題の実態把握のための緊急調査」を実施した。これは、児童・生徒からのいじめの情報を的確に把握するとともに、いじめの疑いがあるような事例に対しても、見逃さずに迅速に対応する必要があることから実施したものである。

調査結果は、いじめとして認知した件数が 3,535 件、いじめの疑いがあると思われる件数が 7,972 件にも上り、合計すると 11,507 件となった。

このような実態を受け、平成 24 年 9 月から教育庁指導部が中心となり、いじめの総合対策を推進することになった。

東京都教育委員会は、いじめの根絶に向けて、社会全体でいじめを許さない気運の醸成、学校の危機意識と対応力の向上、相談体制の充実、関係機関との連携、調査・研究等の取組について、学識経験者、精神科医、弁護士等で専門家会議を組織したり、生活文化局や警視庁等を始めとする関係各局等と連携を図ったりすることとした。そして、その一環としていじめ問題に関する研究を実施することとした。

## 2 研究構想図



### 3 研究の基本的な考え方

#### ●研究の位置付け

これまで、東京都教育委員会が推進しているいじめの総合対策について述べてきた。いじめの総合対策における取組の一つである「いじめ問題に関する研究」では、これまでの研究に新たな視点を加え、施策に結び付くような提言を行う必要がある。本研究では、児童・生徒等を対象に実施したいじめに関する意識調査等の分析や、いじめが深刻化した事例の分析を通して、いじめ問題への対応における課題を明らかにした。そして、研究の結果については、「いじめに関する専門家会議」へ提示し、いじめ総合対策に反映させていくこととした。

#### ●研究のねらい

「東京都教育ビジョン（第3次）」では、主要施策 17「子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築」を掲げている。その中で、「いじめ、暴力行為、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るための取組の一層の充実を図る必要がある。」とされている。

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの幼児・児童・生徒にも起こりうるものである。この認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要となる。

いじめの被害を受けた子供がいじめを発信できる環境を作り、大人が確実にその発信を受け止め、いじめの深刻化を防ぐための取組を進める必要がある。

また、日常的に幼児・児童・生徒に対して、「いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である」という認識を徹底させる適切な指導を行うこと、いじめられている児童・生徒を徹底して守り通すこと、学校・家庭・地域社会の連携を推進していくことが求められている。

#### 研究のねらい

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの幼児・児童・生徒にも起こりうるものである」ことを踏まえた実践的な研究を行い、いじめを深刻化させないために学校が行うべき未然防止及び早期発見・早期対応の具体的方策を提案し、いじめ総合対策に反映させる。

## 4 研究内容

### (1) 調査研究

- ・児童・生徒、教員、保護者、都民（地域関係者）、関係機関の職員に対して、いじめに関する意識を調査し、いじめ問題に関する課題を明確にし、今後の学校が取るべき方策を追究する。

#### 調査研究における主な質問項目

対象	主な項目
児童・生徒 教員 保護者 都民 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの背景や原因についてどのようなことだと思いますか</li> <li>・いじめの解消についてどのようなことが大切だと思いますか</li> <li>・「いじめる子供」は、なぜいじめめるのだと思いますか</li> <li>・「いじめられる子供」は、なぜいじめられるのだと思いますか</li> <li>・「いじめを見ている子供」は、なぜいじめを見ているのだと思いますか</li> <li>・「いじめられていることを相談できない子供」は、なぜ相談できないのだと思いますか</li> <li>・インターネットや携帯電話はいじめにどのように関わっていると思いますか</li> </ul>
児童・生徒のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスの誰かをからかうことを悪いと思いますか</li> <li>・特定の人を仲間外れにしたり、無視したりすることを悪いと思いますか</li> <li>・いらいらしていることが多いですか</li> <li>・気持ちが沈んでいることが多いですか</li> <li>・授業は楽しいですか</li> <li>・いじめられるのがつらくても自殺してはいけないと思いますか 等</li> <li>(いじめられた経験)</li> <li>・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われたことがありますか</li> <li>・いじめられたとき、どう思いましたか</li> <li>・いじめられたことを誰かに相談しましたか</li> <li>・いじめられたことを誰に相談しましたか 等</li> <li>(いじめた経験)</li> <li>・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言ったことがありますか 等</li> <li>(いじめを見た経験)</li> <li>・クラスで、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言うなどの行動を見たり聞いたりしたことがありますか</li> <li>・いじめを見たとき、あなたはどうしましたか</li> <li>&lt;自尊心について&gt;</li> <li>・あなたは自分のことが好きですか 等</li> </ul>
教員のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かる授業の工夫がいじめ防止につながると思いますか</li> <li>・いじめ問題を解決したことがありますか</li> <li>・学校でいじめがあったとき学校ではどのような対応をしていますか 等</li> </ul>
保護者・関係機関のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで学校でいじめがあったとき、学校がどのような対応をしているか知っていますか</li> </ul>
保護者・都民・関係機関のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校のいじめの防止・解決のために、取り組もうと思うことは何ですか 等</li> <li>(例) 保護者 ……学校に相談する</li> <li>都民 ……いじめを見付けたとき学校に報告する</li> <li>関係機関 ……学校と協力して解決を図る 等</li> </ul>

・本報告書では、上記の質問項目のうち、主に以下の内容の分析結果を記した。

- ・いじめの背景や原因
- ・いじめの解消のために大切なこと
- ・いじめられた経験
- ・相談の経験
- ・いじめられた経験といじめた経験の関係等
- ・いじめを見たり聞いたりした経験
- ・いじめの経験と自尊心との関連等
- ・インターネットや携帯電話等といじめとの関連
- ・いじめ解決のために取り組もうと思うこと(保護者、都民、関係機関)

## (2) 事例研究

- ・いじめが深刻な事態に至った事例を分析することで、学校が取らなければならない対応の課題を明確にし、今後の学校が取るべき方策を追究する。
- ・臨床心理士による児童・生徒への聞き取り調査を実施することで、調査研究から明らかになった課題をさらに分析し、今後の学校が取るべき方策を追究する。

事例研究における目的と主な項目

分類		目的	主な項目
深刻な事態に至った事例	裁判事例	○学校の課題と求められる対応を分析する	・事例の概要 ・判決の要旨 ・学校の課題
	和解に至った事例	○教育委員会の取組や対応策の情報を収集する	・事案の概要 ・和解条項 ・和解後における教育委員会の主な取組
	東京都の事例	○学校の課題と求められる対応を分析する	・事例の概要 ・学校の課題 ・教育委員会の主な取組
都内公立学校（管理職）からの聞き取りの事例		○学校の課題と求められる対応を分析する	・事例の概要 ・学校の対応 ・本事例に対する考察
臨床心理士による児童・生徒への聞き取り調査結果の分析		○児童・生徒への聞き取りから、具体的ないじめの状況や意識を把握する	・学校生活の様子 ・いじめられた経験 ・いじめの態様 ・いじめられたときの気持ち ・いじめに関する相談経験 ・相談した・しないの理由 ・相談した人 ・相談した人以外に相談しない理由 ・相談したときの感想 ・いじめを見た経験 ・いじめを見たときの行動とその理由 ・いじめた経験 ・いじめたときの気持ち 等

- ・本報告書では、上記の主な内容のうち、以下の内容の分析結果を記した。
  - ・事例分析 ⇒ 学校の課題

34 ページへ

- ・臨床心理士による聞き取り調査 ⇒ 「いじめられたとき、いじめを見たときに相談したか」、「いじめられたときに起こした行動の理由」など

42 ページへ